

「習志野市立保育所私立化ガイドライン」の改定にあたり、保育士等の基準を「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準」より下げないでほしいと願う陳情

### 陳情主旨

10月19日開催の習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会で配布された資料「職員（施設長・主任・保育士）の要件・資格・経験年数について」によると、習志野市内に設置されている民設民営の認可保育所の設置基準より、現在検討されている「習志野市立保育所私立化ガイドライン」の改定案では、この基準を下回る内容になる可能性があります。子どもたちの保育環境が現在のレベルを保てるようお願いします。

### 陳情項目

- 「習志野市立保育所私立化ガイドライン」の改定にあたり、保育士の基準を「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準」より下げないでください。

令和2年11月16日

住所 習志野市本大久保1-7-13  
氏名 原田 昭弘

習志野市議会議長 田中 真太郎様 あて



## 職員（施設長・主任・保育士）の要件・資格・経験年数について

市町村		習志野市				千葉県（基準条例）
		改定ガイドライン案	現行ガイドライン	認可保育所	小規模保育事業	保育所認可
根拠資料等		習志野市立保育所 私立化ガイドライン (令和2年度中に改定)	習志野市立保育所 私立化ガイドライン (平成26年版)	習志野市 民間認可保育所設置及び 運営に関する基準 (平成27年版)	習志野市 小規模保育事業実施要領 (平成28年版)	保育所設置認可等に 関する要綱
施設長資格・免許		保育士・幼稚園教諭 のいずれか	保育士・幼稚園教諭 のいずれか	保育士・幼稚園教諭	保育士	
施設長 経験年数 (施設長経験)	① 認可 保育所等	常勤として5年以上勤務  又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	常勤として10年以上	常勤として3年以上 就任後2年内に指定研修を受講	児童福祉事業に2年以上從事した者。又はこれと同等以上の能力を有すると認められた者	〈公立〉 児童福祉事業に2年以上從事した者。 又は同等以上の能力を有すると認められた者
※習志野について は①②③の いずれかの 条件	② 児童福祉 事業	5年以上從事 内、保育所施設長1年以上  又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	10年以上從事 内、保育所施設長3年以上	(次のいずれか) A 3年以上 指定研修修了者  B 社会福祉主事の資格 事業3年從事 就任後研修を受講する		〈民間〉 ①②③のいづれか ①保育士資格 保育所常勤2年以上 就任後指定研修を受講 ②児童福祉事業に2年以上 指定研修修了者 ③社会福祉主事 且つ福祉事業2年以上 就任後指定研修受講 ・常勤で保育所の運営管理業務に専従
	③ 幼稚園	常勤として5年以上勤務  管理職経験者  又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	12年以上勤務  管理職経験者  指定研修修了者	常勤として3年以上勤務 管理職経験者 指定研修修了者		
特記事項 (資質・能力)		・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる	・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる	・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる		・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる
主任条件  (習志野について はABいずれか)		A主任3年又はこれに相応  B児童福祉施設等常勤7年以上 又はこれと同等以上の能力を要すると認められた者	A主任3年又はこれに相応  B認可保育所常勤7年以上	・専任を配置  B認可保育所経験7年以上		—
保育士雇用		十分な保育所等の勤務経験や優れた資質能力を有する者の確保に努めること	常勤5年以上の者を1/3以上配置すること（幼稚園の経験含）	常勤5年以上の者を1/3以上配置すること（幼稚園経験含）		・基準の職員構成を満たすこと

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、  
教職員の長時間過重労働解消のための施策を求める陳情

2020年11月19日

習志野市議会

議長 田中 真太郎 様

〒262-0045

住所 千葉県千葉市花見川区作新台3-13-13

電話番号 [REDACTED]

習志野市・八千代市教職員組合

執行委員長

谷岡 保信

## 【陳情趣旨】

7月17日、文部科学省は、昨年12月の「給特法一部改正法」施行規則を告示し、都道府県・政令市において公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を求める通知を発出しました。

「1年単位の変形労働時間制」は、あらかじめ「業務の繁閑」を見込んで、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度です。対象期間の勤務日及び勤務時間を30日前に労働者に通知し、それを変更することはできないとされています。学校では恒常的に時間外労働が行われており、緊急の打ち合わせや子どもの指導、保護者への連絡等が入ることも多く、この制度には適合していません。新型コロナウィルス感染症による突然の休校やその後の動きを見れば、このことはいっそう明らかです。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしていますが、長期休業期間中といえども教職員にはさまざまな業務があり、長期休業が短縮されることの多い昨今は、夏季休暇等の取得すら、ままならないのが実態です。わざわざこの制度を導入する道理も条件もありません。

長期の休校を経て再開した学校で、教職員は、消毒や清掃などの感染防止に時間を割きつつ、1人ひとりの子どもに寄り添い、新たな教育課程のもとで「少しでもわかりやすい授業、教材を」と日々格闘しています。これまで経験したことのない、長時間で過重な勤務が続き、「今はまだ緊張しているからやっていられるが、こんな状態が長く続いたら、身体も心も壊れてしまいそうだ」という声が上がっています。

このような中に「1年単位の変形労働時間制」を導入して所定の勤務時間を延長し、「8時間労働」の原則を壊してしまうことは、教職員のいのちと健康を守る上でも、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための条件整備をすすめる上でも、許されないことです。いま、教育行政が行うべきは、各学校に、感染防止に必要な物的・人的支援を行うとともに、20人程度の編成で授業ができるよう教職員やスタッフの増員、教室の整備など緊急の実効ある措置をすすめることです。

以上、教職員のいのちと健康を守り、どの子にもゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記の内容を千葉県に要請するようお願いします。

記

1. 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと
2. 教職員の長時間過重労働を解消するための施策を緊急に講じること



習志野市議会議長 田中 真太郎様

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と

船橋市・八千代市・習志野市上空通過に反対する陳情書

2020年11月20日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槻子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

電話 [REDACTED]

【陳情趣旨】

陸上自衛隊のV22オスプレイが7月に2機木更津駐屯地に配備され、11月6日には基地上空で飛行訓練が行われました。今年5月に防衛省が木更津市に提出した文書には基地の整備能力を3~4機から10機に引き上げ、そのための格納庫も二つ造ると書かれています。

私たちは木更津基地にオスプレイが恒久的に配備されることを強く危惧しています。

8月に北関東防衛局は11月ごろから関東一帯の上空で操縦訓練を行うことを想定していると発表しています。

さらに防衛省は「基本操縦訓練は休日を除いて毎日実施」「房総半島の陸上での訓練」をはじめ、早朝・夜間・低空の飛行訓練などは「技量の維持・向上のために必要」であるとし、「気象条件などにより、やむを得ず住宅地、工場などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」と、千葉県上空を危険なオスプレイが自由に飛び交い、訓練することを表明しています。

オスプレイは製造段階から事故を繰り返し欠陥機と言われ、何回も墜落事故や緊急着陸を繰り返しています。また騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪います。最近も木更津基地上空でのホバリング中警告が表示されたというトラブルが発生しています。

習志野市、船橋市、八千代市の3市市長はオスプレイが3市市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に防衛省から3市市議会及び地元住民に対し、オスプレイの飛来や運行のあり方、機体の安全性、生活環境への影響等について十分説明するよう、強く要請しています。しかしこれについて、防衛省からはいまだ回答が来ていません。

上記3市の市民の命と安全、暮らしと財産を守るために私たちはオスプレイの訓練と3市上空通過に強く反対しています。したがって、市長に対して以下の4つの事項を議会から要請して下さい。



## 【陳情事項】

1. オスプレイの訓練について市として積極的に情報を収集し、市民に公開してください
2. 防衛省を呼んで習志野市において公開の場で説明会を実施してください
3. 習志野演習場での訓練や3市上空を通過することのないよう防衛省に求めください
4. 木更津駐屯地へのオスプレイの暫定配備に習志野市として撤回の声を上げてください

## 習志野市庁舎管理規則第 11 条の確実な履行と政党新聞販売の正しい取扱いを求める陳情

### <陳情趣旨>

近年、全国市町村の庁舎内において、政党新聞（所謂しんぶん赤旗）の勧誘・販売・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっています。

九州の行橋市を始め、近年は首都圏内で埼玉県富士見市・所沢市、神奈川県藤沢市・茅ヶ崎市、東京都北区・武蔵村山市・清瀬市等において、上記の件に関し、一般質問や陳情が行われている事実が散見され、政党新聞の庁舎内での無許可販売、押し売り的販売、議員・職員のなれ合い的販売の撤廃を求める動きは、すでに全国的なものとなっています。

私はこの問題を真剣にとらえ、市民の財産である庁舎内において政党新聞販売が堂々と行われる事実は看過できません。

しかし、習志野市庁舎内においては、政党新聞を始め各業種の「勧誘・販売・配達・集金」が行われておりますが、それは慣習で行われています。

これは過去の議会答弁で確認しています。

これらの行為は、「習志野市庁舎管理規則第 11 条：市庁舎において次に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない」とする条例に大いに抵触するものと思います。

まずは慣習を是正することが必要と考えます。

よって上記の点を踏まえ以下の事項を陳情致します。

### <陳情項目>

1. 庁舎管理規則を順守し、職員の福利厚生に基づいた業者等の許可制度をただちに履行して頂きたい。
2. 政党新聞の許可の取り扱いについては、他市の状況も踏まえ、よく精査・検討し、庁舎管理規則の趣旨及び市民意識に基づく規則改正を求めます。

令和 2 年 11 月 24 日

習志野市鷺沼台 4-7  
緒方直行

習志野市議會議長 田中 真太郎 様



## 既存消防本部庁舎に関する陳情

## 陳情趣旨

① コロナウイルス感染症は世界と日本をパニック状態に覆っています。国と地方自治体はコロナ関連によって経済の停滞で大幅な減収が見込まれることでしょう。コロナ後の社会を考えてみると、今までの習志野市の公共施設再生計画も大きく見直す必要になることでしょう。支出を減らして市民サービスを維持する為には施設の長寿命化も必要でしょう。そこでは是非とも、市民の強い要望に応えて、既存消防本部庁舎の利活用をもう一度考えてみて下さい。必ずや市民から喜ばれること間違ひありません。そこで、現在行われている既存消防本部庁舎工事の一部契約内容変更を求める。

## ② 既存消防本部庁舎についての利活用の具体的提案

若干の補強工事によって「中央生涯学習センター」として活用する。

<例>

1階に付いては例として市民からの強い要望のある郷土資料館など

2階～4階は中央市民交流センターとして

菊田公民館に替わる施設とする。(エレベーターの利用可)

5階は市民ホールとして市民の文化活動などに活用する。

以上を陳情いたします。

## 陳情項目

- 1、既存消防本部庁舎の一部契約変更をして下さい。
- 2、既存消防本部庁舎の補強工事とリホームをお願いします。

令和2年11月24日

住所 千葉県習志野市袖塚4-8-3  
氏名 牧野 魁

千葉県習志野市  
実物在印 1815

市川 武男

習志野市議会議長 田中 真太郎様 あて

